○内閣府令第五十七号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条の四の四第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、同法第二十四条の四の四第六項及び第二十四条の四の五第三項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十四条第九項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに同法第百九十三条の二第五項の規定に基づき、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年六月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（内部統制報告書の記載事項） **第四条**　内部統制報告書提出会社は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により内部統制報告書三通を作成し、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書と併せて財務局長又は福岡財務支局長（第十条及び第十一条の二第一項において「財務局長等」という。）に提出しなければならない。 ［一・二　略］ 2　［略］ （内部統制監査報告書の記載事項） **第六条**　第一条第二項に規定する内部統制監査報告書には、次に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該内部統制監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、署名しなければならない。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。 一　［略］ 二　前号ロの意見の根拠 ［三～六　略］ 2　前項第一号ロの意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。 ［一～三　略］ 3　第一項第二号の意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。 ［一・二　略］ 三　第一項第一号ロの意見が前項第二号に掲げる意見である場合には、次のイ又はロに掲げる事項 ［イ・ロ　略］ 四　第一項第一号ロの意見が前項第三号に掲げる意見である場合には、内部統制監査の対象となった内部統制報告書が不適正である理由及び当該内部統制報告書が不適正であることが財務諸表監査に及ぼす影響	（内部統制報告書の記載事項） **第四条**　内部統制報告書提出会社は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により内部統制報告書三通を作成し、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書と併せて財務局長又は福岡財務支局長（第十条及び第十一条の二において「財務局長等」という。）に提出しなければならない。 ［一・二　同上］ 2　［同上］ （内部統制監査報告書の記載事項） **第六条**　［同上］ 一　［同上］ 二　前号ロに掲げる意見の根拠 ［三～六　同上］ 2　前項第一号ロに掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。 ［一～三　同上］ 3　第一項第二号に掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。 ［一・二　同上］ 三　第一項第一号ロに掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項 ［イ・ロ　同上］ 四　第一項第一号ロに掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、内部統制監査の対象となった内部統制報告書が不適正である理由及び当該内部統制報告書が不適正であることが財務諸表監査に及ぼす影響